

平成 23 年 1 月 18 日
財団法人 国立京都国際会館

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等密接関係法令（下記注）に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨を公表いたします。

国家公務員法等密接関係法令は、下記のとおりです（別添参考：参照条文）

- ◎ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）
 - ・ 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- ◎ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）
 - ・ 附則第 12 条
- ◎ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）
 - ・ 第 54 条の 2 第 1 項
- ◎ 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）
 - ・ 第 32 条及び附則第 4 条、
- ◎ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）
 - ・ 第 18 条及び附則第 3 条、
- ◎ 職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）
 - ・ 第 9 条及び附則第 3 条、
- ◎ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）
 - ・ 第 8 条及び附則第 3 条

[本件連絡先]

電 話	075-705-1234（代表）
F A X	075-705-1223
電子メール	info@icckyo.or.jp